

特定非営利活動促進法の規定による縦覧の場所の指定（平成10年岩手県告示第1027号）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後												
<p>2 次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ同表の右欄に掲げる場所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> 設立法人等の主たる事務所が一関市、西磐井郡及び東磐井郡の区域内に所在する場合（一関市にあつては、<u>一関市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に</u>限る。） </td> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: middle;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	[略]		設立法人等の主たる事務所が一関市、西磐井郡及び東磐井郡の区域内に所在する場合（一関市にあつては、 <u>一関市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に</u> 限る。）	[略]	[略]		<p>2 次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ同表の右欄に掲げる場所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> 設立法人等の主たる事務所が一関市、西磐井郡及び東磐井郡の区域内に所在する場合（一関市にあつては、<u>一関市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に、東磐井郡にあつては東磐井郡の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に</u>限る。） </td> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: middle;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	[略]		設立法人等の主たる事務所が一関市、西磐井郡及び東磐井郡の区域内に所在する場合（一関市にあつては、 <u>一関市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に、東磐井郡にあつては東磐井郡の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に</u> 限る。）	[略]	[略]	
[略]													
設立法人等の主たる事務所が一関市、西磐井郡及び東磐井郡の区域内に所在する場合（一関市にあつては、 <u>一関市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に</u> 限る。）	[略]												
[略]													
[略]													
設立法人等の主たる事務所が一関市、西磐井郡及び東磐井郡の区域内に所在する場合（一関市にあつては、 <u>一関市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に、東磐井郡にあつては東磐井郡の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に</u> 限る。）	[略]												
[略]													
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>													